

総行福第210号
令和7年7月23日

警察庁長官官房人事課長
文部科学省初等中等教育局財務課長 } 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり改正しましたので通知します。

総行福第210号
令和7年7月23日

地方公務員共済組合連合会理事長
地方職員共済組合理事長
(地方共済事務局、団体共済部扱い)
東京都職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長
各指定都市職員共済組合理事長

} 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について（通知）

このことについて別紙のとおり改正しましたので通知します。その施行に遺漏のないよう願います。

地方公務員等共済組合法運用方針（昭和三十七年自治甲公第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（二）地方公務員等共済組合法運用方針

改正後	改正前
第一章 地方公務員等共済組合法関係 第二条関係 施行令第二条 「略」 第一項第二号 一 「略」 二 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。 (一)・(二) 「略」 (三) 年額百三十万円以上の所得がある者（十九歳以上二十三歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）である場合にあつては、年額百五十万円以上の所得がある者、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は六十歳以上の者である場合にあつては、年額百八十万円以上の所得がある者） (四) 「略」	第一章 地方公務員等共済組合法関係 第二条関係 施行令第二条 「同上」 第一項第二号 一 「同上」 二 「同上」 (一)・(二) 「同上」 (三) 年額百三十万円以上の所得がある者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は六十歳以上の者である場合にあつては、年額百八十万円以上の所得がある者） (四) 「同上」

三〇五	〔略〕
施行令第四条	〔略〕
第一項第五号	〔略〕
三〇五	〔同上〕
施行令第四条	〔同上〕
第一項第五号	〔同上〕

附 則

この運用方針の改正は、令和七年十月一日から適用する。